

2021年11月税務ニュース第1号

1. 企業から労働者への物品供与に対する個人所得税

現在、労働者への物品供与に対する個人所得税の適用に関して、税務当局が様々な見解を示している。それゆえ、同様なケースに該当する場合、企業は留意する必要がある。

- ▶ 2021年9月8日付のオフィシャルレター第34268/CTHN-TTHT号において、ハノイ市税務当局は Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd に次の通りに案内している：企業が現物を従業員に供与し、その供与物が税務省が発行した2013年8月15日付の通達第111/2013/TT-BTC号第2条10項に規定されている供与物受領による収入に属さない場合、当該供与物に対する個人所得税を申告・納付する必要はない。
- ▶ 2020年4月29日付のオフィシャルレター第4188/CT-TTHT号において、ホーチミン市税務当局は TMF Accounting Services 社に次の通りに案内している：企業が抽選による物品供与、あるいは勤続年数の長い従業員へ物品を供与する場合、当該供与物は労働者が受領するその他ベネフィットと見なされ、個人所得税の課税対象となる。

2. ベトナム国外の組織への立替支払いに対する付加価値税（ビンズオン省税務当局から発行された2021年8月13日付のオフィシャルレター第12492/CTBDU-TTHT号）

Remote Solution Vietnam Co., Ltd がベトナム国外の組織の代わりに流通のサービス料金を立替で支払っていた。

- ▶ 法律の規定に従った立替支払いであり、サプライヤー（流通サービスを提供する企業）が発行したインボイスでの名義は、ベトナム国外の組織名義である場合、立て替えて支払った料金を受領する際に、対象会社は付加価値税（VAT）インボイスを発行する必要がなく、規定に基づいて収支伝票のみを作成すれば良い。また、立て替えて支払った料金に対して、申告・納税する必要もない。
- ▶ サプライヤーが発行したインボイス上に、対象会社の社名及び税コードが記載される場合、ベトナム国外の組織に代わり立て替えた料金の返金を受ける際に、対象会社は VAT インボイスを発行しなければならない。対象会社は、税務省が発行した2015年12月31日付の通達第219/2015/TT-BTC号第9条1項、2項に規定されている条件を満たし、かつ第3項（財務省が発行した2016年8月12日付の通達第130/2016/TT-BTC号第1条2項に修正された）に属さない場合、税率0%で申告することができる。そうでなければ、税率10%で申告しなければならない。

3.会計年度を変更する際の輸出原材料の入出在庫報告書の作成（税関総局から発行された 2021 年 6 月 9 日付のオフィシャルレター第 4305/TCHQ-GSQL 号）

財務省により発行された通達第 38/2015/TT-BTC 号第 60 条（2018 年 4 月 20 日付の通達第 39/2018/TT-BTC 号第 1 条 39 項及び 2014 年 2 月 22 日付の通達第 200/2014/TT-BTC 号第 103 条に修正・補足された）によると、T.A VIETNAM INDUSTRIES INC は会計年度を 12 月 31 日から 3 月 31 日に変更する場合、対象会社は、旧会計年度と新会計年度の間の期間（2021 年 1 月 1 日より 2021 年 3 月 31 日に至るまで）に対して、別途の輸出入原材料の入出在庫報告書を作成し、管轄の税関当局に提出しなければならない。

4.技術支援のためにベトナムに派遣される専門家に対する税務処理（バクニン省税務当局から発行された 2021 年 9 月 6 日付のオフィシャルレター第 3168/CTBNI-TTHT 号）

PHUC SON TECHNOLOGY CO., LTD（以下「Phuc Son 社」という）は、日本にある親会社と合意書を締結しており、2021 年 5 月 21 日より 2021 年 10 月 31 日に至るまで、親会社が技術支援及び品質管理の目的で技術者（専門家）を Phuc Son 社に派遣することを定めた。本合意書によると、Phuc Son 社は、上記の専門家に対して、交通費、食事代、宿泊費、新型コロナウイルスの検査費用及びその他費用を支給する責任を有し、親会社は給与及びその他ベネフィットを支給するものとされるが、その後、Phuc Son 社は親会社が負担した上記の給与及びその他ベネフィットの 50%を支払う必要があるとしている。

バクニン省税務当局の案内によると、本質的当該契約書は Phuc Son 社と親会社間の技術支援合意書である。親会社は、ベトナムにある Phuc Son 社に専門家を派遣することにより技術を支援し（専門家は親会社の従業員で、Phuc Son 社と契約を締結していない）、同時に Phuc Son 社は専門家に対して、交通費、食事代、宿泊費、新型コロナウイルスの検査費用及びその他費用を支給し、50%の給与及びその他ベネフィットを負担する責任がある。したがって、発生された税務は以下となる。

- 外国契約者税：財務省が発行した 2014 年 8 月 6 日付の通達第 103/2014/TT-BTC 号第 11 条、12 条、13 条に基づき、Phuc Son 社は親会社の代わりに申告・納税する責任がある。
- 法人所得税：財務省が発行した 2015 年 6 月 22 日付の通達第 96/2015/TT-BTC 号第 4 条の規定に従い、インボイス及び非現金での支払いを証明できる証憑書類を整備している場合、Phuc Son 社は、派遣してきた専門家に対する各種費用は損金として計上することができる。
- 個人所得税：Phuc Son 社は親会社（外国契約者）に専門家の税務を通知し、専門家がベトナムで勤務開始する前の 7 日以内にベトナム側が税務当局に提出するた

めの国籍、パスポート番号、勤務時間、収入等の情報を親会社に提供を依頼する必要がある。それと同時に、Phuc Son 社は、派遣される専門家に支給するその他ベネフィットに対して、個人所得税の申告・控除を実施する。